

令和4年度関税割当公表の割当対象物品の記載の変更について

令和4年12月22日

令和5年1月1日より一部の関税率番号が変更されることになったため、令和4年度関税割当公表の以下の関税割当公表番号の割当対象物品については、記載のとおり読み替えて頂きますようお願いいたします（変更箇所は下線部分）。

【CPTPP】

関税割当 公表番号	割当対象物品（変更箇所は下線部）
TWQ-JP11	<p>(<u>040221131</u>、<u>040221141</u>、040229119、040229129、040390113、040390123、040390133)</p> <p>CPTPP 第2章 附属書2-D 付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP11の粉乳及びバターミルクパウダーであって、関税率法（明治43年法律第54号）別表第0402.21号の1及び第0402.29号の1に掲げる物品並びに同法別表第0403.90号の1に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもの。</p>
TWQ-JP12	<p>(<u>040221132</u>、<u>040221142</u>)</p> <p>CPTPP産粉乳（チョコレート原料用）（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP12の粉乳であって、関税率法（明治43年法律第54号）別表第0402・21号の1に掲げる物品のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のものであり、チョコレートの原料として使用するもの）</p>

TWQ-JP13	<p>(180620291)</p> <p>CPTPP産無糖ココア調製品（CPTPP第2章 附属書2-D付録A第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP13のココアを含有する調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1806.20号の2の（2）に掲げる物品のうち、関税割当て制度に関する政令別表第1806.20号の項で定める数量以内のもの以外のもの）</p>
TWQ-JP14	<p>(180620292)</p> <p>CPTPP産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP14のココアを含有する調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1806.20号の2の（2）に掲げる物品のうち、関税割当て制度に関する政令別表第1806.20号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの）</p>
TWQ-JP20	<p>(040320191、040320231、040320241、040320291、160290263、170290219、190120239、190190217、190190248、190190253、<u>200899261</u>、210112111、210112112、210112246、210120246、210690252、210690253、210690271、210690272、210690279、210690281)</p> <p>コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP20のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0403.20号及び第1602.90号の2の（2）のAに掲げる物品、第1702.90号の2に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、第1901.20号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、第1901.90号の2の（1）のAの（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、第2008.99号の2の（1）のBの（c）の口に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、第2101.12号の1の（1）及び2の（2）のAの（b）並びに第2101.20号の2の（2）のAの（b）に掲げる物品、第2106.90号の2の（2）のEの（a）のイに掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）、同号の2の（2）のEの（a）のハの（イ）に掲げる物品並びに第2106.90号の2の（2）のEの（a）のハの（ロ）のIに掲げる物品）</p>

TWQ-JP24	<p>(200899262、210690590)</p> <p>調製食料品（CPTPP第2章 附属書2-D 付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP24の調製食料品であって、関税定率法別表第2008.99号の2の（1）のBの（c）のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とも1個の重量が500g以下のものに限る。）を除く。）及び同法別表第2106.90号の2の（2）のEの（a）のハの（ロ）のⅢの（Ⅱ）に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。）。以下同じ。）</p>
----------	--

【日EU・EPA】

関税割当 公表番号	割当対象物品（変更箇所は下線部）
TRQ-11	<p>(040320191、040320231、040320241、040320291、160290263、170290219、190120239、190190217、190190248、190190253、<u>200899261</u>、210112111、210112112、210112246、210120246、210690252、210690253、210690271、210690272、210690281)</p> <p>コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地（日EU協定附属書2-A第3編第B節12に掲げるTRQ-11のコーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地であって、関税定率法(明治43年法律第54号)別表第0403.20号及び第1602.90号の2の（2）のAに掲げる物品、第1702.90号の2に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、第1901.20号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、第1901.90号の2の（1）のAの（a）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）、同号の2の（3）のAの（b）に掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、第2008.99号の2の（1）のBの（c）のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので、容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、第2101.12号の1の（1）及び2の（2）のAの（b）並びに第2101.20号の2の（2）のAの（b）に掲げる物品、第2106.90号の2の（2）のEの（a）のイ及びハの（イ）に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）並びに同号の2の（2）のEの（a）のハの（ロ）のIに掲げる物品）</p>

TRQ-12	<p>(200899262、210690590)</p> <p>調製食料品（日EU協定附属書2-A第3編第B節13に掲げるTRQ-12の調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第2008.99号の2の（1）のBの（c）のロに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とももの1個の重量が500g以下のものに限る。）を除く。）及び同法別表第2106.90号の2の（2）のEの（a）のハの（ロ）のⅢの（Ⅱ）に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。）。以下同じ。）</p>
TRQ-19	<p>(180620291)</p> <p>EU産無糖ココア調製品（日EU協定附属書2-A第3編第B節20に掲げるTRQ-19のココアを含有する調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1806.20号の2の（2）に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第1806.20号の項で定める数量以内のもの以外のもの）</p>
TRQ-20	<p>(180620292)</p> <p>EU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）（日EU協定附属書2-A第3編第B節21に掲げるTRQ-20のココアを含有する調製食料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1806.20号の2の（2）に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第1806.20号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの）</p>
TRQ-23	<p>(040210129、040210212、040210229、040221212、040221229、040229291、040221131、040221141、040229119、040229129、040390113、040390123、040390133、040299129、040299290、040510129、040510229、040520090、040590190、040590229)</p> <p>バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳（日EU協定附属書2-A第3編第B節24のTRQ-23のバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402.10号から第0402.29号までに掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第0402.10号、第0402.21号及び第0402.29号の項で定める数量以内のもの、同表第0402.10号及び第0402.21号の項で定める数量以内のもの並びに飼料用のものを除く。）、同表第0402.99号の1の（2）及び2に掲げる物品、同表第0403.90号の1に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）並びに同表第04.05項に掲げる物品（同令別表第0405.10号及び第0405.90号の項で定める数量以内のもの以外のものに限る。）のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する</p>

	数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもの。
TRQ-24	(040221132、040221142) EU産粉乳(チョコレート原料用)(日EU協定 附属書2-A 第3編 第B節25に掲げるTRQ-24の粉乳(チョコレートの製造用のものに限る。)であって、関税定率法(明治43年法律第54号)別表第0402・21号の1に掲げる物品のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項(指定乳製品等の輸入)に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの)

【その他EPA】

関税割当 公表番号	割当対象物品(変更箇所は下線部)
38	(<u>180620293</u>) スイス産無糖ココア調製品(関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1806.20号の2の(2)に掲げる物品のうちの無糖ココア調製品)
48	(020610011、020610019、020610020、020610090、020621000、020622000、020629010、020629020、020629090、021020000、021099020、160250210、160250291、 <u>160250298</u> 、160250320、 <u>160250390</u> 、160250410、160250420、160250490、160250510、160250520、160250590、160250600、160250700、160250810、160250890、160250910、160250991、160250999) (1)牛くず肉(関税定率法(明治43年法律第54号)別表第0206.10号、第0206.21号、第0206.22号、第0206.29号、第0210.20号及び第0210.99号の2に掲げる物品) (2)牛肉調製品(関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1602.50号の2の(1)、(2)のAのうち米を含むもの以外のもの及びBに掲げる物品)
56	(<u>180620293</u>) オーストラリア産無糖ココア調製品(関税定率法(明治43年法律第54号)別表第1806.20号の2の(2)に掲げる物品のうちチョコレートの原料として使用するもの)

62	(160250210、160250291、 <u>160250298</u> 、160250320、 <u>160250390</u> 、 160250410、160250420、160250490、160250510、160250520、 160250590、160250600、160250700、160250810、160250910、 160250991、160250999) モンゴル産牛肉調製品（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第 1602.50号の2の（1）、（2）のAのうち米を含まないも の、Bの（a）、（b）、（c）及び（d）のイ、ロのうち単に水煮 したもの及びハに掲げる物品）
----	--